

インプレスライド条項 運用マニュアル

我 孫 子 市 水 道 局

令和8年7月

インフレスライド条項 運用マニュアル

1. インフレスライドとは

インフレスライドとは、我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったとき」に発注者又は受注者が請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 運用基準について

(1) スライド適用の確認時期

発注者又は受注者によるインフレスライド適用の確認時期は、原則として、賃金水準の変更がなされた時とします。

(2) 残工期

請求日又は基準日において、残工期が原則2ヶ月以上あること。ただし、先行指示等により工期延長が明らかな場合は、工期変更契約を行っていない場合であっても、その工期延長期間を考慮することができるものとします。

3. 請求日及び基準日について

(1) 請求日

発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。

(2) 基準日

請求があった日から起算して14日以内に発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

4. スライド協議の請求

(1)受注者からのスライド協議の請求（増額請求）は、書面（別紙様式1－1）により行うものとします。

(2)発注者からのスライド協議の請求（減額請求）は、書面（別紙様式1－2）により行うものとします。

(3)基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ残工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合は、その都度スライド協議の請求をすることができます。なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とします。

(4)スライド額協議開始日について

発注者は、スライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に対し書面（別紙様式2）により通知します。

(5)実施フロー

インフレスライドの実施フローは、「別添資料1」を参照。

5. スライド額の算定

(1)スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分を控除して得た額の1%を超えた額とします。

(2)増額スライド額の算定方法

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

ただし、

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来高部分を控除した額（残工事額）

P₂：変動後（基準日以後）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

※P₁及びP₂を算出する際は、請負比率を考慮するものとする。

(3)減額スライド額の算定方法

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

ただし、

S_減：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来高部分を控除した額（残工事額）

P₂：変動後（基準日以後）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

※P₁及びP₂を算出する際は、請負比率を考慮するものとする。

6. スライド額算定の際の注意点

(1)スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については対象外です。

(2)複数回インフレスライドを行う場合、基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

7. 残工事量の算出

(1)基準日における残工事量を算出するため、出来形数量総括表等により基準日までの出来高を確認するものとします。

(2)工事打合せ簿等により先行指示されている変更数量がある場合は、基準日までに変更契約を行っていない場合であっても、基準日以降の残工事量についてスライドの対象とし

ます。

(3)現場搬入済みの材料について、認定（検査）したものは出来形数量として取り扱うものとします。また、次の材料等についても出来形数量として取り扱いができるものとします。

①工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる工場製作品

②基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料

③契約書にて材料購入契約の完了が確認でき、近隣ストックヤード等で在庫確認が可能な材料

④出来形数量総括表で一式明示されている仮設工

(4)受注者の責めに帰すべき理由により遅延していると認められる工事量の取り扱いは、次のとおりとします。

増額スライドの場合：出来高部分に含める。

減額スライドの場合：出来高部分に含めない。

(5)複数回インフレスライドを行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と同じ方法をとることとします。

(6)発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行うものとします。

8. 積算に使用する単価について

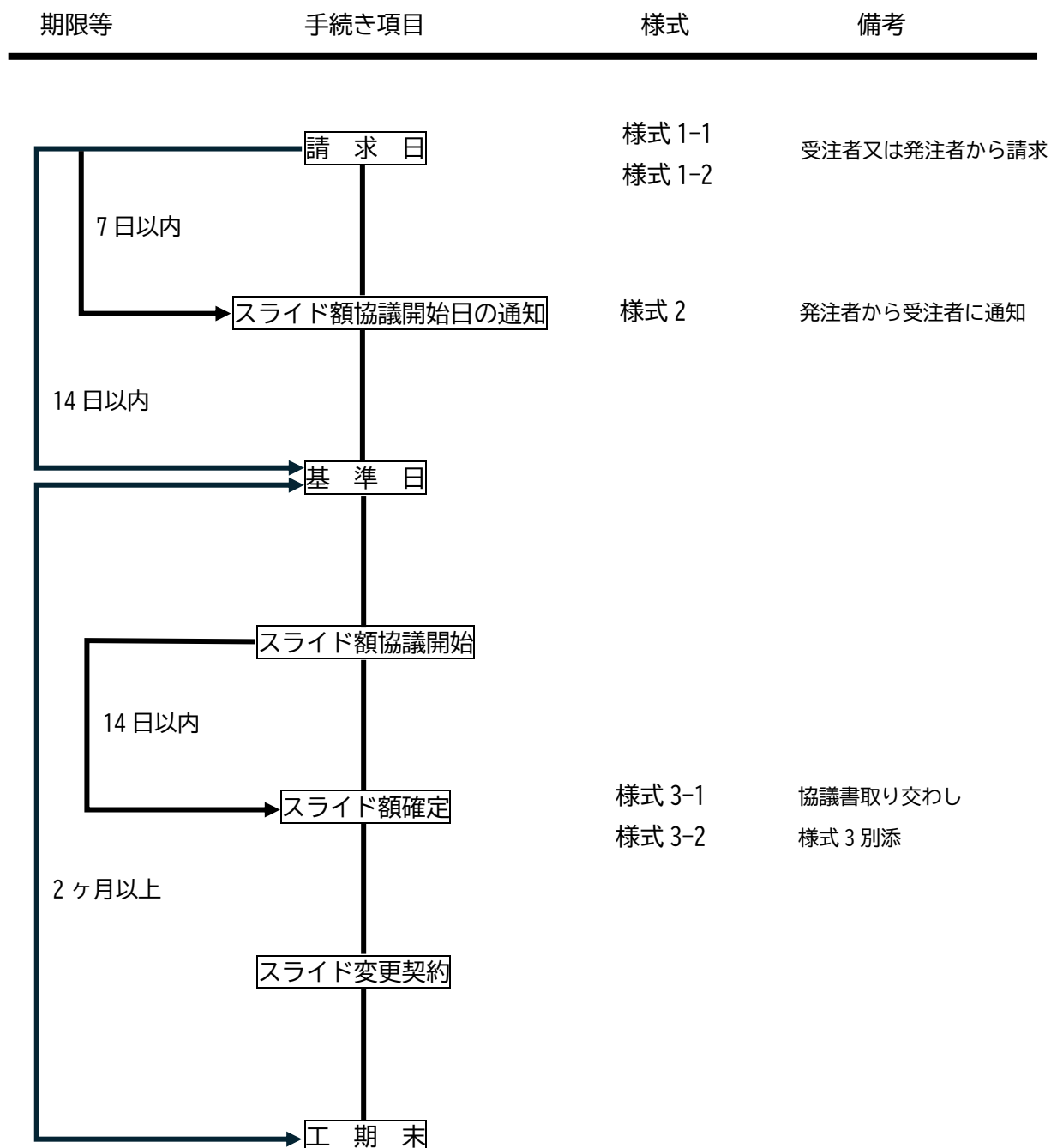
(1)積算単価

変動後の価格を算定する際に用いる材料等単価は、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基本とします。

(2)特別調査又は見積価格単価

基準日における特別調査又は見積採用単価の変動額の算定において、再調査や再見積りに多大な日数を必要とする場合は、当初積算時の類似単価の物価変動率を用いて算定することができるものとします。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合にあっては、別途検討するものとします。

インフレスライド実施フロー



単品スライドとインフレスライドの違い

項目		単品スライド (契約書約款第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書約款第 26 条第 6 項)
適用対象工事		残工期が原則 <u>2 ヶ月以上</u> ある 全ての工事	残工期が原則 <u>2 ヶ月以上</u> ある 全ての工事
条項の趣旨		特定の資材価格の急激な変動 に対応する措置	急激な物価及び賃金水準の変 動に対応する措置
請負額変更の 方法	対象	部分払いを行った出来高部分 を除く全ての資材（鋼材類、 燃料油類、アスファルト類、 コンクリート類、その他主要 資材）	賃金水準又は物価水準の変更 がなされた日以降の残工事量 に対する資材、労務単価、機 械損料、諸経費等
	受注者 の負担	対象工事費の <u>1 %</u>	残工事費の <u>1 %</u>
	再スラ イド	なし（部分払いを行った出来 高部分を除いた工期内全ての 資材を対象に、変更契約後に スライド額を算定するため再 スライドの必要がない）	可能（ただし、直近の賃金 水準の変更から次の賃金水 準の変更の間における発注 者又は受注者からのスライ ド協議の請求は、1 回を基 本とする）

(別紙様式1-1)

令和 年 月 日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 様

住所
氏名 印

工事請負契約書約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

令和 年 月 日付けで契約締結した 工事については、
賃金水準又は物価水準の変動により、我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項
の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請 負 代 金 額 ￥
2. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 希 望 基 準 日 令和 年 月 日
4. 変 更 請 求 概 算 額 ￥
5. 概算残工事請負代金額 ￥
(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来高部分を控除した額)

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

我 水 工 第 号
令和 年 月 日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 印

令和 年 月 日付けで契約締結した 工事については、
賃金水準又は物価水準の変動により、我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項
の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

1. 請 負 代 金 額	¥								
2. 工 期	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで	
3. 希 望 基 準 日	令和	年	月	日					
4. 変 更 請 求 概 算 額	¥								
5. 概算残工事請負代金額	¥								

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

我水工第 号
令和 年 月 日

(受注者宛)

様

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 印

工事請負契約書約款第26条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった標記については、我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第8項の規定に基づきスライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 工事

2. スライド額協議開始日 令和 年 月 日

我水工第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 印

令和 年 月 日付けで請求のあった我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

このスライド変更金額は、今回請求のあった基準日時点での増減額であり、スライド額の確定は変更契約時に行います。

記

基 準 日 令和 年 月 日

スライド変更金額 (増) ￥ (税込み)

(別紙様式3-2)

我水工第 号
令和 年 月 日

(受注者宛)

様

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 印

工事請負契約書約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 工事

2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない

3. 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

(別添)

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖 様

承 諾 書

工事名： 工事

令和 年 月 日付けで協議のありました上記工事の我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第6項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 (増) 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円

基 準 日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

受注者
住所
氏名

印